

質問第九十八号

乳兒配給量等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月二十七日

小川 友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿叁年五月壹日

乳児配給量等に関する質問主意書

一、出産と共に母が死亡し子供だけ残った純粹の乳児の健康と配給を調査するに、配給は一箇月牛乳三升、粉乳二ポンド、砂糖（砂含有のまゝ〇・二五斤）だけであり、この量では乳児は骨と皮が大部分で生体死者的氣の毒な存在であるが、政府はこれだけで生存、發育、文化國家の子供として標準であると申されるか処見を問う。

牛乳は一日一合の割合で極めて申訳の薄い濃度及カロリー少ないものであるが牛乳標準カロリー表の無いものであるが、牛乳にはカロリーを發表し瓶に貼布すべきであるが処見を問う。

二、乳児、配給量増加の政策ありや処見を問う。

三、砂糖の配給は良いが砂の配給は困る、特に乳児に砂を含む砂糖は栄養失調、消化不良の主因となり困る、政府は只今の配給砂糖の砂の含有を調査せるか処見を問う。

四、輸入糖には勿論、砂分はないが途中で配給前に量をふやすため砂を混入すると見るが処見を問う。

五、砂糖の砂の調査は容易であるが政府の配給前の試験方法も発表を求む。

右質問に対し御答弁を求む。